

中小企業が行う経営革新事業を支援します！

富士市中小企業経営革新事業補助金

中小企業の新たな事業活動の促進を図り、地域経済の発展を目指すため、意欲をもって新たな事業に取り組む方に補助金を交付します。

経営革新とは…

中小企業者が、新たな経営目標を立て「新事業活動」にチャレンジし、「経営の向上」を図る取り組みのことです。それを計画としてまとめ静岡県承認を得ることで、補助金や金融機関の融資など、様々な支援メニューへの申請ができるようになります。

★対象者

静岡県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者

★補助対象事業

静岡県が承認した経営革新計画に従い実施する以下の経営革新事業

①新商品・新技術・新役務開発 ②販路開拓 ③生産性向上

★補助対象経費

謝金、旅費、研究開発事業費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修費、委託費等（設備投資は除く）

★補助金額

補助対象経費の1/2（上限50万円）

★必要書類

補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（2号様式）、収支予算書、経営革新計画承認書の写し、承認を受けた経営革新計画の写し、市税完納証明書（1ヶ月以内）、申請者の企業概要・沿革等が分かる書類の写し等

★注意事項

- ・承認を受けた経営革新計画期間内に実施する事業が補助対象となります
- ・同一事業において国や県など他の補助金との併用はできません
- ・1つの経営革新計画につき1回しか申請できません
- ・複数の経営革新計画を実施していても年度内は1回しか申請できません

まずはご相談ください

富士市産業支援課 TEL：0545-55-2873

Mail：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp



1 申請方法

下記の書類を揃えて、事業開始前に、富士市役所産業支援課（市役所5階）まで提出してください。

必要な書類	チェック欄
補助金交付申請書（第1号様式）	
事業計画書（第2号様式）	
収支予算書	
経営革新計画承認書の写し	
承認を受けた経営革新計画の写し	
申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し	
市税完納証明書（原本 1ヵ月以内） ※市役所3階収納課で発行しています。1通当たり300円必要です。なお、法人の場合、代表者が窓口に来られる場合でも委任状が必要です。	

2 完了報告書の提出

事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日まで、速やかに次の書類を提出してください。

必要な書類	チェック欄
中小企業経営革新事業完了報告書（第4号様式）	
事業報告書（第5号様式）	
収支決算書	
補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（請求書・振込明細書や領収書等）	
中小企業経営革新事業の実施状況を証する写真	
口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合） ※ダウンロード可	

※本補助金は、完了報告書の提出後に、市から補助金交付確定通知書を発行します。

3 お問い合わせ先

富士市 産業交流部 産業支援課 DX・中小企業支援担当

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2873

E-mail：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト：http://fujishi.jp



富士市ウェブサイト

（2024年4月更新）